

<参考>

優良事業所表彰に係る細則

一般社団法人 日本環境測定分析協会

(目的)

第1条 この細則は、表彰規程（昭和56年5月8日制定）第9条に基づき、一般社団法人日本環境測定分析協会（以下、「協会」という。）が、協会の発展、技術の進歩に著しく貢献した正会員を優良事業所として表彰する場合の手続き等について定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰対象とする事業所は正会員とする。ただし、既に優良事業所として表彰を受けた正会員にあっては、前回の表彰より10年以上を経過している正会員を対象とする。

(選定の基準)

第3条 選定の基準は、次による。

- (1) 環境測定分析事業に20年以上、正会員として10年以上の経歴を有すること。
- (2) 協会活動、支部活動へ積極的に参加していること。
- (3) 技術発表会、事例発表会等で論文発表の経歴を有すること。
- (4) 協会又は公的機関の行う精度管理等へ継続的に参加していること。
- (5) 社内に企業行動規範が整備・実践されていること。
- (6) 環境測定分析士又は環境騒音・振動測定士が在籍していること。
- (7) その他業界の地位向上に寄与していること。

(候補事業所の申請)

第4条 前条に該当している正会員の代表者は、別に定める所定の様式の申請書を協会に提出する。

(表彰の選考)

第5条 企画・運営委員会（以下、「委員会」という。）は、前条の規定に基づき提出された申請書を審査し、表彰を受ける正会員（以下、「被表彰事業所」という。）を選定し会長に推薦する。

(被表彰事業所の決定)

第6条 会長は、委員会の推薦に基づき被表彰事業所を決定する。

(記録)

第7条 協会は、表彰を受けた正会員を「優良事業所名簿」に登録し、永くその栄誉を記録する。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、協会の通常社員総会において、これを行う。

附 則

1. 昭和56年5月8日制定
2. 昭和57年1月20日一部改正
3. 平成4年1月21日一部改正
4. 平成15年10月1日一部改正
5. 平成17年10月28日一部改正
6. 平成20年6月27日一部改正
7. 平成21年5月20日一部改正し、同日より適用する。
8. 平成24年9月6日に一部改正し、同日より適用する。